

# 付帯メニュー定義書

## 【0円ソーラーサービス】

令和2年6月1日実施

湘南電力株式会社

## 目次

1. 実施期日 .....	3
2. 定義 .....	3
3. 契約区分 .....	3
4. 適用条件 .....	3
5. サービス使用量の計量 .....	4
6. サービス内容 .....	4
7. 適用期間 .....	4
8. 適用廃止 .....	5
9. 0円ソーラーサービスの定義書の変更及び廃止 .....	5

付帯メニュー定義書【0円ソーラーサービス】（以下「0円ソーラーサービスの定義書」といいます。）は、当社の電気をご契約いただいているお客さま向けに当社の電気需給約款（低圧）（以下「電気需給約款」といいます）、電気料金メニュー定義書（以下「電気料金メニュー定義書」）にもとづき計算される電気料金にサービス料金として合算する取扱いを定めたものです。

#### 1. 実施期日

0円ソーラーサービスの定義書は、令和2年6月1日より実施、適用します。

#### 2. 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、0円ソーラーサービスの定義書においても同様の意味で使用します。

#### 3. 契約区分

契約区分は、次の通りといたします。

- ① 10年契約
- ② 15年契約

#### 4. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを、当社が承諾した場合に、0円ソーラーサービス（以下、「本サービス」）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であること。
- (2) お客さまが選択した当社の電気料金メニューが湘南のでんき電灯B（30アンペア以上、60アンペア未満）、湘南のでんき電灯C、湘南のガスとでんき電灯B、湘南のガスとでんき電灯Cに該当すること。
- (3) 動力をご利用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。
- (4) 湘南電力が提供する0円ソーラー設置サービスをご契約のお客さまであること。
- (5) お客さまの所有する建物の屋根上に利用権を設定の上、太陽光発電設備を設置可能なこと。
- (6) 太陽光発電設備の容量が50kW未満であること。
- (7) 太陽光発電設備を設置しようとする建物の所有権をお客さまが所有していること。

- (8) 建物が昭和56年(1981年)6月1日以降に建築されたものであること。
- (9) 本件建物の構造上、申込みにかかる本サービス提供又は本サービスにかかる設備の設置若しくは保守が技術上著しく困難ではないこと。
- (10) 本サービスの申込者が該当申込みにかかる本契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがないこと。
- (11) 本サービスの申込書に不備がなく事実を記載していること。
- (12) 違法、不当、公序良俗違反、湘南電力若しくは湘南電力のサービスの信用を毀損又は湘南電力のサービスを直接若しくは間接に利用する者に対して重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがないこと。

#### 5. サービス使用量の計量

- (1) サービス使用量は、使用電力量を太陽光発電により発電された電力量にて相殺する電力量を自家消費量と致します。また、自家消費量は計量器により取得したデータの小数点以下を切り捨てた自家消費量としてサービス料金単価と乗算した合計をサービス料金と致します。
- (2) 計量器の故障や非常変災等の特別の事情等によって自家消費量を正しく計量できなかった場合には、自家消費量は、お客さまとの協議によって定めます。

#### 6. サービス内容

当社は、4(適用条件)に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの電力量料金に自家消費量に乗じて下記の契約区分によってサービス料金(燃料調整費額を除く)を合算します。

##### ① 10年契約

自家消費量1キロワット時につき	29.43円
-----------------	--------

(税込)

##### ② 15年契約

自家消費量1キロワット時につき	16.76円
-----------------	--------

(税込)

#### 7. 適用期間

本サービスの適用開始日は、湘南の0円ソーラー設置サービスにより太陽光発電設備が系統連系を開始した日より固定価格買取制度の期間満了の日までとします。

## 8. 適用廃止

当社は、お客さまが、4（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、本サービスの適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合  
電気需給約款 3 4（電気需給契約の廃止）または、3 7（解約等）による解約日
- (2) (1) 以外の事由による場合  
当該事由発生日の直後の電気の計量日  
なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1) で定める解約日
- (3) 本サービスの契約を解約する場合  
湘南の 0 円ソーラー設置サービス契約約款第 1 9 条（途中解約）または、第 2 0 条（解約等）による解約日

## 9. 0 円ソーラーサービスの定義書の変更及び廃止

- (1) 当社は、本サービスの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4（この需給約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本サービスの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 当社は、本サービスの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（この需給約款等の変更）(4)、(5) および (6) に準じます。